

輸送の安全にかかわる情報の公表

平成 29 年 12 月

日本交通株式会社鳥取

その 1 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成 18 年 10 月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき、輸送の安全に係る情報を公表します。

1 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Act の手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

*バス部門

期間：平成 29 年度（H28.9.21～H29.9.20）

平成 30 年度（H29.9.21～H30.9.20）

(1) 平成 29 年度目標とその達成状況

【目標】

- ① 全有責事故の乗務員 10 人当りの件数 1.63 件以下を目標とした。
- ② ② 後退時における自損事故の前年比 10%削減を目標とした。

【達成状況】

- ① 全有責事故の乗務員 10 人当りの件数は、2.26 件で目標を達成できなかった。
- ② 後退時における自損事故は、前年比 14.3%増加し、目標を達成できなかった。

※ 貸切バス関係

平成 29 年 9 月、日本バス協会から、安全性に対する取組状況が評価される貸切バス事業者安全性評価において「二つ星」の認定を受けた。

(2) 「総合安全プラン 2020」の取組目標（事故削減目標）

- ① 平成 32 年までに死者数 0
- ② 平成 32 年までに人身事故件数 0
- ③ 平成 32 年までに飲酒運転 0

(3) 平成 30 年度の目標

- ① 車内事故の防止
- ② 歩行者、自転車との事故防止
- ③ 健康起因事故の未然防止

(4) 目標達成のための具体的取組

- ① 停留所発進時における基本動作の徹底を図る。
- ② ドライブレコーダーにより得られたデータを交通安全教育に活用し、乗務員の質の向上を図る。
- ③ 睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査の受検促進に努める。
- ④ 衝突被害軽減ブレーキシステム、車線逸脱防止装置等の設置車両の配備
- ⑤ 運行中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底

*タクシー部門

期間：平成 29 年度（H28.9.21～H29.9.20）

平成 30 年度（H29.9.21～H30.9.20）

(1) 平成 29 年度目標とその達成状況

【目標】

- ① 全有責事故の乗務員 10 人当りの件数 2.5 件以下を目標とした。
- ② 後退時における自損事故の前年比 10%削減を目標とした。

【達成状況】

- ① 全有責事故の乗務員 10 人当りの件数は、3.65 件で目標を達成できなかった。
- ② 後退時における自損事故は、前年比 12.0%増加し、目標を達成できなかった。

(2) 「総合安全プラン 2020」の取組目標（事故削減目標）

- ① 平成 32 年までに死者数 0
- ② 平成 32 年までに人身事故件数 0
- ③ 平成 32 年までに飲酒運転 0

(3) 平成 30 年度の目標

- ① 歩行者、自転車との事故防止
- ② 健康起因事故の未然防止

(4) 目標達成のための具体的取組

- ① 運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底を図る。
- ② ドライブレコーダーにより得られたデータを交通安全教育に活用し、乗務員の質の向上を図る。
- ③ 睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査の受検促進に努める。
- ④ 全ての座席でのシートベルト着用促進を図る。

3 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計（車両故障は除く。）

（期間：平成 28 年 9 月 21 日から平成 29 年 9 月 20 日まで）

*バス部門 0 件

*タクシー部門 0 件

その 2 運輸規則第 4 7 条の 7 第 2 項による、処分の内容・講じた措置の公表

*行政処分の公表 なし